

Q 補助対象となる例をおしえてください

A 新型コロナウイルス感染症に関する《予防》《感染拡大防止》《経済回復》に向けた取り組みが対象です。

たとえば、

- 店舗等における飛沫防止用具の設置費用、消毒液の購入
- 宅配サービスの実施に伴う経費（容器の購入、ガソリン代など）
- 手づくりマスク製作に係るミシン、材料の購入経費
- 経営回復および将来に向けての広告料
- 住民や来島者に対して消毒液、マスク等衛生用品の配布
- 外出が困難な方に対するおつかいサービス

などが想定されますが、この他にも住民のみなさんの創意工夫で様々な計画について幅広く対応します

Q これからグループを作って活動しても補助対象となりますか？

A 申請日までに《会則》《名簿》等を作成した上で申請をしてください。

※会則等のひな形を用意していますので、お問い合わせください。

Q 感染拡大防止のため既に（店内に）飛沫防止策をして、経費を支払ったのですが補助対象となりますか？

A 令和2年4月1日以降に支払ったものであれば、補助対象となります。

Q サービス業と小売業の2業種につき税務署に開業届出をしていますが、業種ごとに申請できますか

A 複数の業種につき《開業届出》をしていれば、同じ方が複数の業種において申請することができます。

Q 複数のグループの構成員になることは可能ですか。

A 可能です。

Q 申請したいのですが、事務手続きを教えてください。

A 7月31日まで（当日消印有効）に〈交付申請書〉に〈事業計画書〉、〈収支予算書〉等を添付して村役場まで提出願います。

※なお、各種様式および記載例については、村ホームページからもダウンロードできます。

Q 補助金はいつ頃、給付されますか

A 申請後1週間を目途に指定口座に振り込みます。

Q 事業はいつまでに完了すればいいですか。また、実績報告書はいつまでに提出すればいいですか。

A 令和3年3月31日までに完了してください。実績報告書については、令和3年4月15日または事業完了日から1か月以内のいずれか早い日までに提出してください。

Q 実績報告書にどのような書類を添付すればいいですか？

A 事業終了後、1か月以内に〈実績報告書〉に〈収支報告書〉、〈支払ったことを証する書類〉、〈活動したことを証する写真（電子データ可）〉等を添えて提出してください。

Q 住民の方々が補助金を利用してどのような活動（事業）をしているのか参考にしたいのですが、広報等で紹介しますか？

A 補助金の給付対象になった事業につきましては、すべての事業につき事業者名、グループ名および構成員、事業計画・実績報告等を「広報みくら」および村ホームページにて随時紹介しますので、ご参考にしてください。

Q グループによる申請の場合、職業や年齢の制限などありますか？

所定の要件を備えていれば、村職員以外、職業による制限はありません。

A なお、未成年者はグループの構成員になれますが、グループの代表等の役員は法定代理人（保護者等）になっていただく必要があります。

Q グループでマスクや消毒液などの衛生用品を購入しようとする場合、補助対象となりますか？

A グループで申請する場合、購入した物品等を広く配布するなど社会に還元する事業が補助対象となります。単にグループによる物品等の購入は補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

Q 製作した物を販売してもいいですか

A 原則として、販売することはできませんが、あらかじめ〈計画変更等申請書〉を提出していただき、審査の上、承認されれば販売することも可能です。ただし、この場合、補助金の全部または一部を村に返還していただくこともありますので、事前にご相談ください。

他の質問事項は、随時御蔵島村ホームページにて更新いたします

問い合わせ 御蔵島村 04994-8-2121